

指導資料

生徒指導 第81号

鹿児島県総合教育センター
令和4年4月発行

対象
校種

小学校 中学校
義務教育学校
高等学校
特別支援学校



子供の自殺が起きたときの緊急対応の在り方

— 『いじめ再調査に係る再発防止策等の提言』に係る管理職研修の一例 —

『いじめ再調査に係る再発防止策等の提言』（いじめ再調査に係る再発防止策等検討会 令和3年3月）（以下、提言）では、「重大事態が発生した際の対応の在り方について管理職を対象に実践的な研修を行うこと」とある。ここでは子供の自殺が起きたときの緊急対応の在り方についての管理職研修の一例を示す。

1 児童生徒の自殺の状況

『令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要』（文部科学省 令和3年10月）（以下、調査結果）によると、自殺した児童生徒数は415人（図1）で、調査開始以降最多となっている。また、自殺した児童生徒が置かれていた状況として、主に「家庭不和」、「精神障害」、「進路問題」、「父母等の叱責」、「友人関係（いじめを除く）」などが挙げられている。

児童生徒の自殺が後を絶たずに増加していることは極めて憂慮すべき状況であり、現実的な課題として、その未然防止の取組の強化・充実を図るとともに、万が一、同種の事案が発生した場合を想定した学校の危機管理体制の構築を図る必要がある。

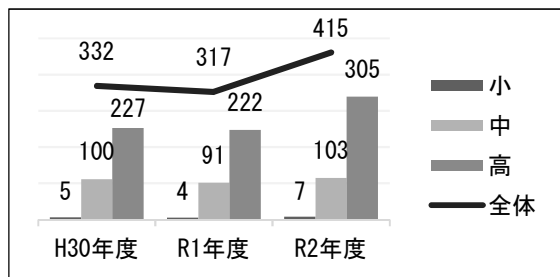


図1 児童生徒の自殺の状況（単位：人）

（文部科学省 令和3年10月）

※棒グラフは各年度左から小・中・高の順

2 研修のねらい

提言では、「児童生徒の自殺事案等が発生した後の学校等の対応に関して、より実践的な研修を実施すること」とある。また、「管理職向けの研修では、児童生徒の自殺事案等が発生した場合の学校の具体的な対応内容や、その中で管理職が行うべき具体的な対応内容（中略）について、実際の事例ケースの検討という形をとるなどして実践的な研修を行うこと」とある。さらに、児童生徒の自殺事案等が発生した後の学校等の対応について、①「基本調査と詳細調査との関係を改めて指針に沿って整理すること」、②「遺族の心情に配慮し、今後の接触を可能とするような関係性を構築すること」、③「具体的な対応内容の整理と（全教職員による）その認識の共有化を図ること」とある。

これらを踏まえて、当センターでは管理職向けの実践的な研修をできることから早急を実施すべきと考え、令和3年9月に県立学校の管理職等を対象に、また令和4年1月に小・中学校、義務教育学校の管理職等を対象に、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の在り方」に関する研修を実施した。

研修では、はじめに提言の趣旨や児童生徒の

自殺の状況に関する理解を図ることとした。そして、架空事例に基づく事例研究（個別ワーク・グループワーク）を通じて、子供の自殺が起きたとき（以下、緊急対応時）の遺族や児童生徒・保護者、教職員の心理的状态を踏まえた組織的な対応の在り方や、学校管理職を中心とした組織的な対応の在り方を検討し協議した上で、『子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き』（文部科学省平成22年3月）（以下、手引き）や『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）』（文部科学省平成26年7月）（以下、指針）に関する基礎知識の習得を図る構成とした。

研修のねらいは次のとおりである。

- (1) 緊急対応時の遺族や児童生徒・保護者、教職員の心理的状态を踏まえた対応の在り方についての理解を深める。
- (2) 緊急対応時の学校の危機管理体制（設置者・専門家・関係機関との連携を含む。）を構築するための方策やその在り方について考える。

3 研修の実際

研修の実施に当たっての留意点は次のとおりである。

- ① 架空事例の事態が万が一、受講者の所属する学校で発生した場合を仮定し、自分事に置き換えて対応の在り方考えることで受講者の課題意識を高めること。
 - ② 事例研究を通じて受講者が様々な考え方を共有することにより望ましい対応の在り方を考える契機にすること。
 - ③ 自殺事案は、その背景や状況等がそれぞれに異なることから対応の在り方についての正解はなく多様な視点で考えること。
 - ④ 受講者が互いの考えを認め合い、否定したり非難したりしないこと。
 - ⑤ 内容の性質上、受講者の心身の状態に配慮しながら研修を進めること。
- 研修の具体的な内容は次のとおりである。

- (1) 提言の趣旨や児童生徒の自殺の状況、自殺予防に係る取組に関する内容（表1）

先述した提言の趣旨や児童生徒の自殺の状況について詳説することにより、研修のねらいや課題に対する受講者の意識の向上を図った。また、児童生徒の自殺予防に係る取組の一つとして、児童生徒が自ら相談窓口を選択し相談できるようにするために、学校における教育相談体制の強化・充実を図ること、電話相談やSNS等を活用した相談窓口を児童生徒・保護者に周知することの重要性について受講者の理解を促した。

表1 提言の趣旨や児童生徒の自殺の状況、自殺予防に係る取組に関する内容

展開	時間(分)	ねらい	内容等
提言の趣旨(講義)	15	提言の趣旨の理解を図る。	○提言の趣旨説明 ◎課題意識の喚起
児童生徒の自殺の状況(講義)		児童生徒の自殺の状況の理解を図る。	○調査結果の概要説明 ◎課題意識の喚起
児童生徒の自殺予防に係る取組(講義)		児童生徒の自殺予防に係る取組の強化・充実を図る。	○児童生徒の自殺予防に係る取組説明 ◎課題意識の喚起

※ 表中の内容等について、○は知識・理解、●は思考・判断等、◎は課題への対応等を表す。(以下同じ)

- (2) 事例研究に関する内容（表2）

架空事例（図2）を提示し、受講者は初期対応（事案発生の一報から三日を目途）の在り方を個別ワーク・グループワークにより検討し協議した。その際、手引きに示されている緊急対応の視点（図3）、ワークシート（図4）を提示し、受講者が遺族や児童生徒・保護者、教職員の心理的状态を踏まえながら学校全体で組織的に対応すべきこと、管理職として対応すべきことを項目別・時系列に具体的に検討し協議することができるようにした。

表2 事例研究に関する内容

展開	時間(分)	ねらい	内容等
事例研究の進め方(説明)	5	事例研究の進め方を確認する。	◎架空事例の提示 ◎対応の視点の提示 ◎ワークシートの提示

個人ワーク (事例研究)	15	架空事例に係る初期対応(事案発生の一報から三日を目途)の在り方を検討し協議する。	●遺族や児童生徒・保護者、教職員の心理的状态を踏まえた対応の在り方について検討・協議
グループワーク (研究協議)	30		●学校の危機管理体制(設置者・専門家・関係機関との連携を含む)を構築するための方策や在り方について検討・協議

- 月○日(○)SHR時、担任(○年)が教室へ行ったところ生徒Aが登校していなかった。
- 午前9時になっても、Aは登校せず、保護者からの欠席連絡もなかったため、担任は、Aの母親の携帯電話へ連絡した。母親は混乱した様子で、「Aが自宅で縊首し、その後亡くなった。」と話した。
- 午前9時30分、担任は母親との電話の内容を教頭へ報告した。
(担任からの報告内容)
- 母親からは、「Aは、『学校に行くのがつらい。自分にはみんなに嫌われている。学級の女子3人から無視されたり、悪口を言われたりしている。』と話していた。Aのノートに悪口を書かれていたようだ。」との話があった。
- 父親は、「どうしてくれるんだ。どう責任を取るんだ。」と学校を強く非難している。
- 数日前、担任は、Aが元気のない様子であることに気付いて声を掛けた。Aは、「大丈夫です。」と話した。

図2 架空事例(高等学校)

危機対応の態勢	●状況把握, 初期対応, 役割分担等
遺族への関わり	●通夜・葬儀への対応等
情報収集・発信	●子供の自殺が起きたときの背景調査(基本調査)等
学校活動	●児童生徒への伝え方, 通夜・葬儀への対応等
心のケア	●設置者・SC・警察等との連携, 児童生徒のケア等
保護者(PTA)への説明	●保護者会の実施, 文書配布等

図3 緊急対応の視点

	危機対応の態勢	遺族への関わり	情報収集 情報発信	学校活動	心のケア	保護者への説明
○/○(○) (一日目)	午前	9:30 事案発生の一報				
	午後					
○/○(○) (二日目)	午前					
	午後	18:00 通夜				
○/○(○) (三日目)	午前	11:00 告別式				
	午後					
○/○(○)以降						

図4 ワークシート

(3) 手引きに関する内容(表3)

架空事例に係る初期対応の在り方について手引きに示されている緊急対応の視点(「危機対応の態勢」, 「遺族へのかかわり」, 「情報収集・発信」, 「保護者への説明」, 「心のケア」, 「学校活動」)に基づき、学校や管理職の対応の在り方を項目別・時系列に具体的に例示した。その際、受講者が協議した内容と比較させながら手引きに関する内容の理解の深化を図った。

表3 手引きに関する内容

展開	時間(分)	ねらい	内容等
架空事例に係る対応例(講義)	25	手引きに基づく緊急対応の在り方について理解を深める。	○架空事例に係る対応例の提示
手引きに関する内容(講義)	25		○遺族, 児童生徒・保護者, 教職員の心理的状态を踏まえた対応の在り方の提示 ○学校の危機管理体制(設置者・専門家・関係機関との連携を含む)を構築するための方策や在り方の提示

(4) 指針に関する内容(表4)

子供の自殺が起きたときの背景調査の在り方について指針に示されている内容(「総論」, 「基本調査の実施」, 「詳細調査への移行の判断」, 「詳細調査の実施」, 「詳細調査に移行しない場合」, 「いじめが背景に疑われる場合の措置」, 「平常時の備え」)(図5)に基づき、総論(背景調査の趣旨, 基本調査と詳細調査の関係整理など)をはじめ、学校を主体とする基本調査の実施の在り方, いじめが背景に疑われる場合の措置, 平常時の備えについて具体的な内容を提示し、指針の内容の理解の深化を図った。

表4 指針に関する内容

展開	時間(分)	ねらい	内容等
指針に関する内容(講義)	50	指針に基づく背景調査の在り方について理解を深める。	○背景調査の在り方の提示 ○子供の自殺の背景にいじめが疑われる場合(重大事態)に係る対応の在り方の提示 ○平常時の備えについて例示

総論	趣旨、流れと早期着手の必要性、体制、報道対応
基本調査の実施	対象と主体、情報の整理・報告、遺族との関わり
詳細調査への移行の判断	移行の判断、移行すべき事案の考え方、先行調査の実施の判断
詳細調査の実施	組織の設置、児童生徒への調査、遺族への対応、報告・提言
詳細調査に移行しない場合	資料の保存、検証・再発防止策等の検討
いじめが背景に疑われる場合	「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく調査の実施
平常時の備え	学校・設置者等の備え

図5 指針の内容

4 研修の成果と今後の課題

(1) 研修の成果

研修では、架空事例と同種の事態が万が一、受講者の所属する学校で発生した場合に、どのような対応が考えられるかについて多様な視点で協議することにより、より一層受講者の課題意識を高めることができた。

また、受講者が正解のない課題を自分事として捉えて主体的・協働的に取り組む姿が見られた。相互に抱える課題の難しさを語り合うことにより新たな気づきが促され、緊急対応時には遺族や児童生徒・保護者、教職員の心理的状态を踏まえた対応が必要であることを学べた。

さらに、研修後に受講者が所属する学校で同種の研修が実施されるなど、学校の危機管理体制を構築することの重要性が認識され具体的な取組が進められつつあることは大変意義深い。参考までに受講者の感想等（要旨）を示したい。

(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対応の流れとその内容、基本調査における教職員からの聴取事項の具体例などを確認することができた。今回の研修内容を自ら再構築して校内研修を行い、平常時から危機意識を高めていきたい。
(中学校・義務教育学校)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対応の在り方について深く考える機会となった。緊急対応の具体を項目別・時系列に、「いつ」「誰が」「何を」「どうする」という観点で協議することにより内容の理解が更に深まるのではないかと。 とても学びの多い研修であった。個人ワークや質疑応答の時間をもう少し確保できるとよいのではないかと。

(高等学校)	<ul style="list-style-type: none"> 子供の自殺が起こらないことが重要だが、万が一の場合に備えることの必要性を改めて感じた。研修内容は即対応可能なもので大変参考になった。 子供の自殺はあってはならないことだが、万が一の場合の対応の在り方を考えることができた。未然防止を第一としながら緊急対応の在り方も検討したい。 子供の自殺が起こらないようにするために生徒への適切な対応に努めたい。初期対応や校内体制の構築の在り方、児童生徒・保護者への対応の在り方など研修内容が具体的でとても分かりやすかった。遺族への配慮や設置者等との連携が重要であることも分かった。 「児童生徒に通夜等への参加を強制しないこと」、「児童生徒それぞれの喪の服し方があること」という言葉が印象に残った。
(特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急対応の在り方について段階に応じた具体的な内容でとても分かりやすかった。緊急対応時に児童生徒に対して、「命を大切に」との教訓的なメッセージを発信することが亡くなった生徒を否定することになりかねないという内容は大変勉強になった。子供の自殺はあってはならないことだが、万が一の場合に対応できるようにしておくことが大切であると改めて感じた。 緊急対応の内容など具体的で大変分かりやすかった。遺族への配慮や学校（管理職）の対応の在り方などについて多くのことを考える機会となった。学校において緊急対応に関する研修の充実を図りたい。

(2) 今後の課題

児童生徒の自殺は、遺族をはじめ多くの人々の心に深刻な影響を及ぼす。同種の事態であっても、その背景や状況等はそれぞれに異なることから、真にどのような対応が必要かを考えて臨機応変に対応する必要がある。

また、学校の対応のみでは限界があるため、設置者や専門家、関係機関との連携は必要不可欠である。学校の危機管理体制を構築することは、その他の学校危機への備えにもつながる。そのため平常時から学校の危機管理に関する研修（マニュアルの作成、シミュレーションなど）に取り組むことが求められる。

そして何より児童生徒の命を守るための取組がより一層強化され、児童生徒の健やかな成長と自己実現が図られることを切に願う。

—引用・参考文献—

- いじめ再調査に係る再発防止策等検討会『いじめ再調査に係る再発防止策等の提言』令和3年
- 文部科学省『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要』平成30-令和2年度
- 文部科学省『子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き』平成22年
- 文部科学省『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）』平成22年
- 赤澤真旗子『校内研修：自殺の事後対応シミュレーションの実際』令和4年